

議題

税効果会計

本資料は、平成 26 年 2 月 24 日に開催された第 282 回企業会計基準委員会の資料である。

資料の目的

1. 平成 25 年 12 月 12 日に開催された第 277 回企業会計基準委員会（以下「親委員会」という。）において、基準諮問会議からの提言を受け、今後、現在日本公認会計士協会（JICPA）で作成されている税効果会計に関する実務指針を、企業会計基準委員会（ASBJ）に移管すべく審議を行うこと、また、それにあたり税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）を新設することの提案がなされ了承された。
2. また、平成 26 年 1 月 27 日に開催された第 280 回親委員会及び平成 26 年 2 月 18 日に開催された第 1 回専門委員会において、検討の進め方が審議された。本資料は、当該親委員会及び専門委員会の意見を反映した検討の進め方の報告である。

検討の対象

3. 現在 JICPA で作成されている税効果会計に関する会計上及び監査上の実務指針は、以下のとおりであり、これらが検討の対象となる。なお、監査・保証実務委員会関係の実務指針については、会計に関する部分が対象となる。

<会計制度委員会関係>

- (1) 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 6 号）
- (2) 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 10 号）
- (3) 「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 11 号）
- (4) 「税効果会計に関する Q&A」（会計制度委員会）

<監査・保証実務委員会関係（会計処理に関する部分が含まれるもの）>

- (5) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第 66 号）
- (6) 「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」（監査委員会報告第 70 号）

4. 上記に加え、第 280 回親委員会において、税効果会計に関する実務指針ではないが、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」については、税効果会計に関連するため、同様に ASBJ に移管すべく審議を行うべきではないかとの意見が聞かれた。
5. この点について第 1 回専門委員会において議論を行ったところ、以下のような意見が多く聞かれたため、検討の対象に含めることとした。
 - 法人税の会計処理は税効果会計との関連性が高い。
 - 基準諮問会議からの提言に至る過程において、会計基準の重要なガイダンスは ASBJ に移管すべきとの意見が作成者から寄せられている。
6. このほか、第 1 回専門委員会において、検討の対象に関して以下のような意見が聞かれた。
 - JICPA からの移管の検討の終了後、四半期財務諸表に関する会計基準や連結納税に関する実務対応報告など、既に ASBJ が作成している税効果に関する会計基準等についても、見直しを検討する必要があるのではないか。

検討の進め方

7. 第 277 回親委員会の委員会資料では、「検討にあたっては、現在の JICPA の実務指針が実務に定着していることを考慮すると、その内容を踏襲することを含め検討することが考えられるが、同時に、現状における問題点の指摘についても、実務における影響を十分に考慮して検討を行うことが必要と考えられる。」とされている。
8. ASBJ は、第 19 回基準諮問会議（平成 25 年 11 月）において、繰延税金資産の回収可能性の会計処理に関する調査の報告を行っているが、当該報告の「現状の取扱いを変更した場合の財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響」に記載されているように、関係者から、現在の取扱いを変更することを懸念する意見が聞かれている。

また、同報告の「現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響」に記載されているように、繰延税金資産の金額は、諸制度に深く関連しているため、会計処理の取扱いを変える場合、その影響について慎重に検討を行う必要があると考えられる。

9. 一方で、同報告の「現状の取扱いを変更した場合の財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響」に記載されているように、現状の取扱いに対する様々な問題意識が聞かれている。
10. これらを踏まえると、繰延税金資産の回収可能性の判断について、一から新たな適用指針を開発するという進め方ではなく、現在の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第 66 号）の内容を出発点として、現状の取扱いに対する課題の洗い出しを行い、必要に応じて、取扱いを修正したうえで移管することが考えられる。

また、その他の JICPA の税効果会計に関する実務指針についても、移管するにあたっての課題の有無の確認は必要と考えられるため、同様の進め方とすることが考えられる。

11. 具体的には、専門委員会を、以下のとおり進めることとする。なお、専門委員会で議論された内容は親委員会に報告され、最終的な決定は親委員会で行われる。
 - (1) 専門委員会の専門委員に対して、第 3 項に掲げた税効果会計に関する実務指針及び監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」について、現状の取扱いに関する課題の洗い出しを依頼する（締切日：平成 26 年 3 月 14 日(金)）。
 - (2) 専門委員会の専門委員から、現状の取扱いに関する課題が指摘された論点については、専門委員会において、取扱いの見直しを行うか否かについて審議を行う。
 - (3) 特に現状の取扱いに関する課題の指摘がない項目については、原則として、現在の JICPA の実務指針の内容を踏襲し移管する。
12. 第 1 回専門委員会において以下のような意見が聞かれた。

- 課題の洗い出しについて 3 月 14 日が期限とされているが、その後新たな論点が見えてくることもあり得ると考えられるため、検討の過程で追加的に課題が出ることも考慮すべきである。
- 課題が指摘された論点については、実務における影響を考慮しながら慎重に検討することになると理解している。考慮すべき実務への影響としては、金額的影響のほか、現行の実務指針が、非上場の会社法上の大会社や連結グループ内の非上場会社などにとっても必要なガイダンスを提供しているという観点も考慮すべきである。

以上